

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
有機転換推進事業

【令和6年度予算概算決定額 650（696）百万円の内数】
（令和5年度補正予算額 2,706百万円の内数）

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、**新たに有機農業を開始する**農業者に対して支援します。

＜政策目標＞

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年まで〕）、耕地に占める有機農業の面積割合（25%（100万ha）〔令和32年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 有機農業への転換推進

新たに**有機農業への転換等を実施する農業者**に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった**有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費**について支援します。

① 対象者：ア 有機農業に取り組む新規就農者
イ 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者

② 対象農地：慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地

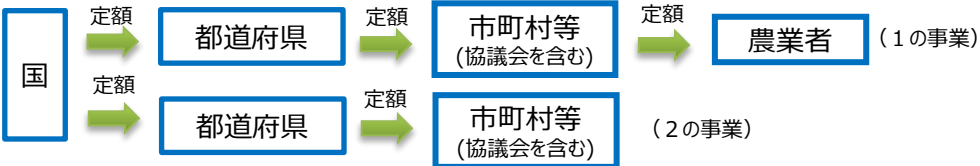
③ 単価：2万円/10a以内
（本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。）

④ 要件：将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと及び、「みどり認定」を受けている又は受ける予定があること 等

2. 推進事務

都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



慣行から有機農業への転換

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）